

# 介護保険料

該当すると

# 年額 14,700 円 安くなるかも

平成 29 年度の介護保険料が、第 2・3 段階で次に該当する方は、申請により介護保険料が軽減されます。

自分は第 2・3 段階なの？

7 月上旬に発送予定の、平成 29 年度介護保険料納入（納付）通知書で確認できるとのことですよ



世帯全員の収入総額※が	で	世帯全員の預貯金総額が	で	不動産の状況が	と	介護保険料が
単身世帯 130 万円以下		150 万円以下		居住用の土地および家屋以外に活用できる不動産を所有していない		年額 14,700 円 安く
2 人世帯 190 万円以下		300 万円以下				
3 人世帯 250 万円以下						
4 人世帯 310 万円以下						

※世帯員が 1 人増えるごとに、収入総額が 60 万円増えることになります。

申請に必要なもの

- 本人の印鑑
- 平成 28 年中（1 月から 12 月）の世帯全員の収入が分かるもの（源泉徴収票、確定申告書などの写し）
- 世帯全員の全ての預貯金通帳の写し
- 平成 29 年度介護保険料納入（納付）通知書

申請先 7 月 18 日(火)から、市高齢介護課、北村・栗沢支所市民福祉課で。なお、申請した月の翌月に、軽減の決定内容や非該当のお知らせをします

市民税未申告の方も、申告により介護保険料が軽減される場合があるそうです



## 高額介護サービス費の負担の上限額が変わります

1 カ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯の合計額）には、所得に応じ上限が設定されています。上限額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。

平成 29 年 8 月から、その上限額の一部が変更となります。

対象となる方		平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から
現役並み所得者に相当する方がいる世帯 (同一世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいて、65 歳以上の方の収入の合計が、単身の場合 383 万円以上、2 人以上の場合 520 万円以上ある世帯の方)	世帯	44,400 円	44,400 円
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	世帯	37,200 円	<b>44,400 円</b> ※
世帯の全員が市民税を課税されていない方	世帯	24,600 円	24,600 円
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	個人	15,000 円	15,000 円
生活保護を受給している方	個人	15,000 円	15,000 円

※ 1 割負担の被保険者のみの世帯には、平成 29 年 8 月から 3 年間に限り、年間 446,400 円 (37,200 円 × 12 カ月) を上限とする緩和措置があります。

問合先 市高齢介護課